

平野区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務

会計年度任用職員（心理相談員）募集要項

平野区保健福祉センターで勤務する乳幼児発達相談心理相談業務会計年度任用職員（心理相談員）の任用試験を次のとおり行います。

1 業務内容

平野区保健福祉センターにおいて、子育て支援室と連携・協力を進めながら、主に乳幼児を対象とした発達及び発達障がい相談に関して専門的技術を必要とする心理相談業務を行う。具体業務は次のとおり。なお、健康診査など大阪市内の他区からの派遣依頼に基づき派遣する場合があります。

- ・ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談、育児教室、4・5歳児発達障がい相談など各事業における心理相談業務
- ・ 乳幼児健康診査後の継続的支援及び関係機関連携（医療機関、療育機関、保育機関等）に関する業務
- ・ 発達障がいの早期発見及び早期支援のための心理相談業務
- ・ 地域に出向く心理相談、発達障がいの理解を深める啓発業務

2 任用資格

臨床心理士資格又は公認心理師資格を有する者（資格取得見込みの者を含む）、又は公的機関・医療機関・社会福祉施設・教育施設において心理相談業務を2年以上勤務した経験のある者で、かつ、地方公務員法第十六条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第十六条（抜粋）】

(欠格条項)

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 日本国籍を有しない方も受験できます。

ただし、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用予定人員

1名～2名

4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、本市が認める場合に限り、任用期間を延長する場合があります。

(2回まで最長3年)

5 選考方法

(1) 論文試験

心理相談に関する知識等 (試験時間 45分)

(2) 口述試験

面接による (試験時間 20分程度)

6 選考日時及び選考会場

日 時：令和8年2月26日（木曜日）午前9時20分集合

場 所：平野区役所内 会議室

※詳細については、別途通知します。

7 申込方法

次の書類等を送付、または持参してください。

※書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 平野区保健福祉センター乳幼児発達相談心理相談業務会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(3) 会計年度任用職員勤務日数希望調査票 1通

(4) 「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※「受験案内」を返送しますので、送付を希望する宛先を記載の上、110円切手を貼付してください。(切手がない場合は、発送しません。)

8 受験申込書の受付期間等

(1) 申込期間

令和8年2月12日（木曜日）まで（締切日必着）

※送付の場合は『**心理相談員採用申込書 在中**』と朱書きした封筒に入れて送付してください。

(2) 提出先

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

平野区役所保健福祉課（地域保健）32番窓口 電話 06-4302-9882

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

午前9時から午後5時30分まで

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

また、料金不足の場合は、受け付けません。

9 受験案内の送付

令和8年2月24日（火曜日）までに受験案内が届かない場合は、上記提出先まで必ずお問い合わせください。

10 合否の通知

試験結果については受験者本人あてに通知します。

なお、試験結果については、合否に関わらず受験者全員に通知します。

11 勤務条件等

(1) 勤務地

平野区役所 保健福祉課 （平野区役所 3階）

(2) 勤務日数

週 1～週 4 日 (7.5～30 時間)

(3) 勤務時間

午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 15 分 (休憩時間 45 分含む)

(4) 休日

土曜日・日曜日・祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

※ただし、休日出勤を指示した場合は、他の日に休日を振替えます。

(5) 休暇

年次有給休暇等 (勤務時間、休日、休暇に関する規則に基づき付与されます。)

(6) 報酬等

報酬 (月額)

- ・週 1 日 7.5 時間の場合 月額 49,184 円～54,520 円
- ・週 2 日 15 時間の場合 月額 98,252 円～108,924 円
- ・週 3 日 22.5 時間の場合 月額 147,436 円～163,444 円
- ・週 4 日 30 時間の場合 月額 196,620 円～217,848 円

期末勤勉手当

- ・週 1 日 7.5 時間、週 2 日 15 時間の場合 なし
- ・週 3 日 22.5 時間、週 4 日 30 時間の場合 最大 4.65 か月/年
(初年度は 12 月に勤務実績等に応じた支給月数分を支給)

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

(7) 通勤手当

支給あり (ただし、限度額あり)

(8) 社会保険等

- ・週 1 日 7.5 時間、週 2 日 15 時間の場合 なし
- ・週 3 日 22.5 時間、週 4 日 30 時間の場合 共済組合、厚生年金、雇用保険

1 2 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 合否に関する電話等での問い合わせには応じられません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (4) 試験当日は、受付時間から 30 分以上遅刻した場合は、受験できません。
- (5) 合格者には、任用資格のわかる証明を求めることがあります。
- (6) 本案件は令和 8 年度の予算発効をもって有効とします。

1 3 問い合わせ先

平野区役所保健福祉課（地域保健）

担当 椿

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

電話 06-4302-9882

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと